

# 公益財団法人理想教育財団奨学金給付規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は公益財団法人理想教育財団(以下「当財団」という。)定款第4条第1項に定める奨学金の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 私立の学びの多様化学校(小学校・中学校)へ就学を希望する小学生もしくは中学生
  - (2) 経済的事情により就学が困難であると認められる者で、以下の各細分のいずれか一つ以上に該当する者
    - (ア) ひとり親家庭の子女である
    - (イ) 里親家庭の子女である
    - (ウ) 保護者が病気、怪我、介護等の事情により就労が困難である
    - (エ) 施設(児童養護施設、母子家庭支援施設等)に在籍している
    - (オ) その他特別の考慮に値する事情を有している
  - (3) 人物に優れ、品行方正な者
- 2 他団体等から奨学資金の給付、貸与を受けていても可とする。但し、既受給奨学金または併願奨学金が併給を認めない場合は不可とする。

### (奨学金)

第3条 奨学金は、前条第1項に定める奨学生の学業に必要な授業料および通学のために必要なその他の経費とし、支給する奨学金は次の各号の額とする。

- (1) 小学生 月額 55,000円
- (2) 中学生 月額 55,000円

### (奨学金の給付期間)

第4条 奨学金の給付を受けられる期間は原則1年間とする。奨学金の最長給付期間は奨学生として採用された時から、その者の在籍する学びの多様化学校(小学校・中学校)の最短修業年限の終期までとする。

- 2 給付期間内において、次年度以降も奨学金の受給を希望する奨学生は、奨学金受給更新申請(進級)等を提出し、選考委員会の選考を経て理事会が次年度の奨学金の支給可否を決定する。

## 第2章 奨学生の採用及び奨学金の給付

### (奨学生採用申請手続)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、別に定める奨学生給付申請書に次に掲げる書類を添えて願出しなければならない。

- (1) 通学する(通学しようとする)学びの多様化学校(小学校・中学校)の学校長の推薦書
- (2) 保護者の所得証明書
- (3) 現在在学する学校の最終学年の成績証明書
- (4) 誓約書
- (5) その他当財団が必要と認める書類

### (採用の決定)

第6条 奨学生の採用は、申請のあった者の中から選考委員会の選考を経て理事会が決定し、本人に通知する。

- 2 前項の決定通知を受けた者のうち、申請時に入学前であり、申込後に入学が決定した者は、入学の決定通知を受けた日から30日以内に在学を証明する書類を当財団に提出するものとする。

### (奨学金の給付方法)

第7条 奨学金の給付は、毎年度4月、7月、10月及び1月の初旬に、各3ヵ月分を金融機関の指定口座へ振り込むことにより行うものとする。

## 第3章 奨学生の生活状況等の届出

### (生活状況の報告)

第8条 奨学生は、毎年度末に生活状況報告書及び成績証明書を当財団に提出しなければならない。

### (奨学生の異動届)

第9条 奨学生が次の各号の一つに該当する場合は、直ちに当財団に届け出なければならない。

- (1) 休学、卒業したとき
- (2) 出席停止その他の処分を受けたとき
- (3) 病気、事故その他の理由により、3ヵ月以上欠席が見込まれるとき

(4) 奨学生又は申込者の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

#### 第4章 奨学金給付の休止、停止及び返還

##### (奨学金の休止)

第10条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合は、選考委員会は協議の上、奨学金の給付を休止することがある。本条でいう「休止」とは奨学金の給付時期を延期することをいう。

- (1) 休学した場合
- (2) 病気、事故その他の理由により、3ヵ月以上欠席が見込まれる場合
- (3) 第8条及び9条に定めた届出の履行を怠った場合

##### (奨学金の再開)

第11条 前条の規定により奨学金の給付が休止された者が、その事由が止んで願い出たときは、選考委員会は協議の上、奨学金の給付を再開することができる。

##### (奨学金の停止)

第12条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合は、選考委員会は協議の上、奨学金の給付を停止することができる。本条でいう「停止」とは奨学金の給付をしないことをいう。

- (1) 傷病により修学の見込みがない場合
- (2) 素行不良への指導に改善がない場合
- (3) 刑事事件を起こした場合
- (4) 虚偽の申請があった場合
- (5) 第2条に定める要件を喪失した場合
- (6) 第8条及び9条に定めた届出の履行を故意に怠った場合
- (7) 第16条の定めに該当する場合

##### (奨学金の復活)

第13条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、選考委員会は協議の上、奨学金の給付を復活することができる。

##### (奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、奨学金の給付の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第15条 第12条の規定により奨学金を停止された奨学生のうち、奨学金の給付が不相当と認められる場合は、選考委員会で協議し理事会の決議を経て、すでに給付された奨学金の一部または全額の返還を請求することができる。

2 前条の規定により奨学金の辞退を申し出た奨学生に対しては、すでに給付された奨学金のうち、申し出以降の奨学金について返還を請求することができる。

3 奨学金の返還は、当財団が発行する奨学金返還請求書により、当財団が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 次の各号の一つに該当すると認められる者は、奨学生となること又は奨学金の給付を申請することができない。

(1) 本人又は3親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者やその構成員である者(以下「反社会的勢力」という。)

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

## 第5章 補則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、「公益財団法人理想教育財団奨学生募集要項」、「公益財団法人理想教育財団奨学生選考基準」及び「公益財団法人理想教育財団選考委員会規程」として別に定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。